

東京大学大学院医学系研究科 技術補佐員（短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：技術補佐員（実験室管理マネージャー） 1名
 2. 契約期間：2026年8月1日以降なるべく早い日～2027年3月31日
 3. 更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
更新回数は1回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とする。ただし、研究室主催者の在職期間の延長が決まった場合（2026年12月頃決定予定）は、2033年3月31日までとなる場合があります。
 4. 試用期間：採用された日から14日間
 5. 就業場所：東京大学大学院医学系研究科 分子細胞生物学専攻 細胞生物学・解剖学講座 生体構造学分野 吉川研究室（東京都文京区本郷7-3-1）
変更の範囲：原則同一部局内
 6. 業務内容：研究者が実験に専念できるよう、実験室の環境維持や各種手続きをサポートする業務です。
 - 実験室・共用スペースの整理整頓、清掃管理
 - 実験室の試薬の共同発注、在庫最適化およびオンラインシステムへの登録
 - 感染性物質、化学物質（劇物・毒物）の申請・管理
 - 実験廃棄物・廃液の分別・回収手続き
 - 実験室の共通機器（クリーンベンチ、顕微鏡、遠心機、フリーザー等）・消耗品の在庫管理や保守、精度管理
 - 実験用の基礎的な試薬の調製（大腸菌用の培養液の作製など）
 - 来訪者対応（宅配物授受、納品物受け取り）、電話対応業務等
 - 小型魚類（ゼブラフィッシュ）飼育システムの管理・保守業務
 - 具体的には、魚の餌やり（1日2回、1回～10分）、魚用飼料の調整（週2回、1回～60分）、飼育システムのメンテナンス（週1回、1回～30分）。
 - 魚の飼育に関して、今までの経験は問いません。作業内容は採用後に時間をかけてこちらで指導いたします。生き物を丁寧に扱っていただける方が適しています。
- ※本ポジションにおける「学生への実験指導」や「自ら主体となって行う実験」はありません。
- 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
7. 就業日・就業時間：週5日（月曜日～金曜日）
1日6時間（10:00～16:00 ※12:00～13:00 休憩）
週の勤務日数および就業時間は希望により変更することも可能です。
時間外労働をお願いすることがあります。
 8. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

9. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
10. 賃金等：時給 1,230 円～1,600 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定します。
通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当、期末手当
11. 加入保険：法令の定めにより、健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
12. 応募資格：
 - 東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方
 - 協調性があり、チームワークを尊重できる方
 - 周囲に配慮し、コミュニケーションを円滑に進められる方
 - 主体性があり、業務の改善に意欲的な方
 - ルールやマナーを理解し、守れる方
 - 生物学、化学、医薬学などの理系分野における大学卒業以上の学位（または同等の知識）
 - 基本的な PC スキル（Word での書類作成、Excel での在庫・予算管理、メール対応）
13. 提出書類：東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードをお願いします。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
※署名欄は空欄としてください。
14. 提出方法：応募書類（履歴書）については電子ファイルを下記のメールアドレスまでお送りください。
e-mail: mkikkawa@m.u-tokyo.ac.jp
※応募書類の電子ファイルは選考後、破棄いたします。
15. 応募締切：2026 年 6 月 22 日（月）必着 書類選考の上、随時合格者に対し面接を実施しますので、できれば〆切を待たずに応募して下さい。
16. 問い合わせ先：
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学大学院医学系研究科 生体構造学分野 吉川研究室 担当：山口
TEL: 03 (5841) 3339
e-mail: y_hiroshi@m.u-tokyo.ac.jp
17. 募集者名称：国立大学法人東京大学
18. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19. その他：取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。